

## 自由討論

**稲生** 今日はこの前の演説につづいて、民主主義をどう実現するかということでもまとめていただいた。日本国民が民主主義を理解したうえで政治に対処しているかと言うことから見ると、民主主義というのは重要なテーマであると思う。たとえば、厚木基地の差し止め判決とか大飯原発の再稼働差し止めなどは、民主主義の勝利ということだと思う。そういう意味で、提言された民主主義の仕組みづくりは重要だと思うが、今日お話しになったところで、いままでと同じような形で提言という形でもっていくのは、なかなか難しいと思うのだが。

**井原** 私もそう思う。原発のように提言としてまとめて、誰かに送るといってもそういるわけではない。川内の原発とか原子力規制庁とかあるわけだが、これはみんなに送らねばならない。送り先もないし、提言として、まとめて扱うということはあまり考えられないのではないかと。ここで議論してだすのは意義のあることだとも思う。

**稲生** 選挙制度の改革の問題だが、どう変えたら実現可能か、ということで具体的に提言することはできる。

**平岡** 選挙制度は公職選挙法に書いてある。総務省が所管しているが、総務省が提案することはない。議会に提案するとすると、議会への提言というのも出しにくい。一般の人にこういうことを公表するのは、意見にならざるをえない。提言の宛先は難しい問題だ。

**河井** 国と自治体というふたつのレベルがある。重岡さんが市議会の議員に配布したら、議会改革を提案する手がかりをあたえるかもしれない。平岡さんが議員

に配布して、法の執行や法改正にいかしてもらうことが期待できる。政治家にむけて送ると、比較的効果が直接的ではないか。内容にもよるけれど。まず誰に送るかを考えておいたほうがいいかもしれない。

**井原** 誰に送るかどうかもあるが、そもそも送るのかどうかということも考えておく必要がある。

**稲生** 情報公開についてなら、その改革の具体案をあげるということもできる。

**平岡** 誰に対して、提言を出すのか。所管しているところへ出すのが本当だけれど、最後に法律改正となれば、国会議員はみんな関係する。

**河井** この前の原発の「提言」は大臣全員、中国地方の全国会議員、県知事、山口県、島根県の市町村長全員などに送った。追加 200 部も含めて 700 部印刷した。今回の「公開質問状」は国会議員には送らず、原子力規制委員会、規制庁、鹿児島県知事、川内市を中心とする周辺市町村首長などへ、ワープロ・プリントの形のをざっと 30 部送った。

**井原** これはどこかに送るということではなく、ホームページにだして、われわれ関係者に配布するというのではないかと。送るとなったらきりがない。総務省とか国会議員に送っても、それで効果があるとは考えられない。議員の目にもふれないかも。

**稲生** 点検していくテーマとして選挙制度などあげた。選挙のありかた、国民投票のありかたなど。それを市民に訴えるということだった。

**河井** そこが分かれ道だ。市民に訴えるのか、政治家に訴えるのか。

**稲生** 市民が理解し、行動しなければ、これまでの組織などで支配されて理解していたのではいけない、市民みずからが考えるべきだと思う。

**津田** もともとが市民が政策をまとめたものを伝えることだった。それでいいと思う。

**河井** 自分たちの学習のための教科書、手作りの教科書のつもりでか。

**稲生** これを「提言」とするのはむずかしい。ホームページに出してPRするしかない。

**白木** 総論としては言い得ているとおもう。各論になったら、非常にむずかしい。飛行機がとぶからやかましい。やめてくれというか、日本でどこか飛ばねばならないのなら、防音をしっかりとるか。技術的に対応するか、元を絶つか。原発でもおなじことがいえる。毎日100億円でている。安いエネルギーとして求められている。事故が起こったら危ない。岩国に基地があるから、それで生計している人がいる。無かったら失職する人もいる。どうしたらみんなが平和にやっていけるのか。答えがでない。私は理系だから、もっと音がでない戦闘機はできないのかと思う。やればできるのじゃないか。

**平岡** 結局、戦闘機は戦闘において最も力がでるように作らねばならない。普通の民間航空機は消音装置がついているが、戦闘機にそれをつけると不利に働く。

**津田** 上空で訓練しなければいいわけだ。音を最小限におさえようとしたら、そういうとりかたもできる。きまっているとところへ行って訓練して終わって帰るのならいい。ここで訓練するからいけないのだ。

**重岡** 汽車だったら、今リニアだろう。音がしない。子供のころ、空飛ぶ円盤というのがあった。ジェット機の技術を改革できるのなら、あれを作ってもらいたいと考えたことがある。

**井原** 100年くらいたったらそれができるかもしれない。

**重岡** 今汽車も音が低くなってきた。ジェット機でも技術改革ができるのか。もし提言するということなら、国なら衆議院議長、参議院議長、自治体なら県議会、市町村なら1700ある議会に提言することができる。井原さんが書いている見直しの方向性には、自治体にある条例をなおしたらいいという部分もある。われわれ議員が議員提出案件として条例を直せといえ、われわれがやってみるとか。市長の部分でできることがあるのかどうか。議会にもとめるほうがいいのか。いろんな個別政策、民意の反映など、岩国市には議会改革条例がないのだが、ピックアップして議会で行き届く内容もあると思う。

**河井** 私は同感だ。せめて山口県と市町村の議会の全員に配る。大島なら私が配る。岩国市なら重岡さんが配ってくれるのではないかと。

**重岡** 全国が対象だろう。全国1700自治体がある。議長に送ればいい。それをやっておけば、多分議員に配ってくれる。われわれは費用節約のために議長に送ればいい。

**平岡** 議長が各議員に配るだろうか。

**河井** 住民運動している人に市町村の議員に配布を頼むこともできる。

**平岡** 地域で動く人がいなければ、できない。

**重岡** 市民にたいする提言は広すぎてむずかしい。市民の代表である1700市町

村の議会代表に送って、市民の代表なんだから、こういう民主主義を実現するために、条例を制定するなり、改正するなりしてくれ、議員のとりくみが不明瞭なら、民主主義を反映するために議員立法としてつくってくれ、とやっていけば、井原さんの民主主義の根幹ができるかどうか。和木町には議員改革立法ができています。実際市民の意向にしたがって議会が動くようになっているかどうかはわからないが、それを作っておけば、頭のいい人が本当の民主主義を作ってくれるかもしれない。

**井原** 1700 といったら大変だ。

**河井** ロコミで「コピーして配布してくれ」ということもできる。

**稲生** 市民自身がかわっていない。政治家もかわっていない。これを実現するためにこれを実現するためにどういう手立てで提案するか。実効性はどこまであるか。

**重岡** それは議員だ。

**稲生** 議員をえらんでいくこと、国民を変えていくということも重要だ。

**井原** どうやって実現するかということだ。われわれに力があるわけではない。遠回りかもしれないけれど、一番最後に書いたように、市民自らが積極的に関与して、市民政治家の集団を作っていくことをしなければ、全然かわらない。市民にたいしても言いたい。議会、議員に送ってもほとんど何の効果もないことになろう。会でやったことをホームページでPRすることは必要だが、実際はほとんど効果がない。さいごは自分たちの政治家を作るしかない。

**重岡** もうひとつ、市民を代表する議会がその方向性でいくための取組みをしなければいけない。まさに民主主義を発揮

させるには、すべての市町村が民主主義を根底にして議員の活動を条例化する提案をすることも必要。それによって市民参画を促す。市民参画で議会改革の条例を作らすことも一方にはある。

**井原** 重岡さんが「議会改革」と題して、ここで話して提言するということもある。それこそ全国の議会に送ることになる。

**河井** これは民主主義の各論になる。

**井原** それはそれで大きなテーマである。

**重岡** 私にはそこまでの能力はない。

**井原** 最初から疑問に感じていたのだが、ここで議論して効果があるものではない。求めるほうが無理だ。どこへ送っても、みんなが賛同するようなすばらしいものがあれば別だが、それはない。小さな団体の提言で直接的に効果はない。そういうものだ。

**稲生** 「持とう会」の考え方をプロテストの一つとして政策提言していこうということだ。

**井原** あまり直接的効果を期待しても無理だ。

**平岡** 政策に関する提言なら提言しやすいが、「民主主義」という、すべての問題に共通的なもので提言をつくって、どこへ持っていくかは、なかなかむずかしい。「政治グループをつくる」と井原さんはいうが、政策的に意見を同じくする人が集まって政治グループをつくるというのはわかりやすいが、「民主主義を実現するために集まろう」と言っても、或いは、政策的な意見の違う人が集まって「民主主義のために」と言っても、動きは出ない。「民主主義の実現」ということは、あらゆる政治グループに訴えることが必要。そうすると提言は、市民全

体、政治家全体ということになろう。

**稲生** 効果ということを考えるのではなく、国民がこう考えている、ということを示すことが提言だ。考え方を定義することで終わるといえるのはわかる。格調高く宣伝文句をならべるのもひとつの手かもしれない。一般に送るといえるのはなじまない。

**河井** いろんなことがこのなかにとりあげられている。民主主義がいろんな形でとりあげられている。そのなかの一つだけとりあげてもらってもいい。これはいいかもしれない、といってとりあげをする人はなくはない。

**稲生** 堂々巡りになるから、こういうことを多くの人にわかっていただくという形で、ブログや文書としてくまびいき、宣伝するというのがあればいい。

**河井** 今きめないでおこう。内容を点検したうえで、あらためて考えよう。

**井原** 内容について意見交換をしなければいけない。

**河井** 内容を個別に見ていったら、提言書の扱い方についての考えかたもできるかもしれない。そこで誰に見せるかを考えていけばいい。

**井原** 内容について一つ一つ意見がある場合がある。議論をしておかねばならない。私も、難しいところがいっぱいあって、考えがまとまっているわけではない。

**平岡** 「民主主義」というのは、井原さんが言っている通りかもしれないが、「立憲主義」というのもある。たとえば少数者であっても、侵すことのできない彼らの権利がある。多数決でもマイノリティの権利を侵すことはできない。多数者が、「あの人たち（少数者）は最低限の生活を送ればいい」ということがある

のはおかしいと思う。歴史的にみて、多数者であっても、一人の人間の人権は侵してはならないことを、「民主主義」のなかでどう整理しておくのか、ということをおさえておきたい。

**井原** こんどの裁判で、まさにそのことを言っている。人の命や生活は基本的人権で犯すことはできない。たとえば一人の人の命でも生活でも理不尽なやりかたで犯すことはできない。そこまではこの提言案はまだおさえていない。若干、「市民の意思」「住民の範囲」というところですかしとりいれた。

**注記** 大飯原発の判決では「生存を基礎とする人格権は法分野において最高の価値を持つ」とのべ、「きわめて多数の人の生存そのものにかかわる権利と電気代の高い低いの問題とを並べた議論の当否を判断すること自体、法的には許されない」と結論づけた。「優先すべきは＜生存にかかわる人格権＞」で、発電の一手段でしかない原発はそれより低くおかれるべきだとしている」

（朝日 2014. 5. 22）

基地の公益性や公共性と、住民が平穏な環境で暮らす権利とのバランスを慎重に考慮したことが判決からはうかがえる。・・・違法なのに騒音を解消できない。市民感覚から見た場合、納得しがたい判断だったのではないか。たとえ自衛隊機だけとはいえ、飛行差し止めを認めた今回の判決は、そこに風穴を開けたものだ」（毎日 2014. 5. 22 社説）

少数者であっても生活がおびやかされることがあってはならない、ということをつた。平岡さんがいうのは、基本的人権

を多数の力でおさえることができない、  
ということは大事なことだ。今回はそこ  
までは扱っていない。

**河井** 「立憲主義」とは何か、

**平岡** 国民の意思があつて、それは憲法  
に示されていて、権力者でもその憲法は  
守らなければいけないというのが、「立  
憲主義」だ。憲法とは何か。基本的人権  
が書いてある。立憲主義と基本的人権尊  
重はかならずしも一致するわけではない  
が、基本的人権の尊重が憲法の大原則に  
なっている。井原さんの文章の字づらだ  
け見て、「多数決で決めたら、少数はが  
まんしてくれ」ということを意味するよ  
うにうけとられるといやだなと思う。

**井原** それは基本のところだから、そこ  
までは書いてないが、いるかもしれない。  
民主主義の原則は人を大切にすること  
にある。原点には必ず人の人権を大切  
にするというのがなければならない。そ  
ういう誤解のないように書いておく必  
要はある。

**河井** 多数決の弊害がたくさんある。立  
憲主義には日本国憲法という前提があ  
るか。

**平岡** 立憲主義は世界共通だ。憲法は権  
力者をしぼるものだ。北朝鮮にも憲法  
がある、基本的人権みたいなものは書  
いてあると思うが、実際には守られて  
いない。厚木の判決では、自衛隊機だ  
けに差し止め命令が出されていて、米  
軍機には触れてない。自衛隊機の騒音  
は受忍限度を越えるから、その飛行を  
禁止した。他方で、「米軍機には国は権  
限がないから飛行禁止しない」とした。  
しかし、受忍限度をこえるようなこと  
が国内で行われている、それに対し  
て国が何にもしないというのはおか  
しい。現行制度を前提とすればしかた  
ないが、国の責任について

何も触れられていないというのは、わ  
れわれは看過してはいけない。今回の  
原発訴訟での「人格権」のような理論  
をもってすれば、「国は米軍機に対し  
てもちゃんとすべきだ」ということは  
言えるのではないか。今回の判決に  
対して、もろ手を挙げて「いいです  
ね」とは言えない。

**津田** 私もそれに近い。自衛隊機は音  
が低い。受忍限度にはいるかもしれな  
い。それをあえて飛行差し止めしたと  
いうのは、暗に、米軍機の騒音を放  
置している国にたいしての暗黙の批  
判判決ではないかと私は見ている。そ  
う解釈すべきだと私は思う。

**平岡** そう解釈すると、これを解釈  
した結果として誰が動くのか、とい  
うと、判決は誰にも命令していない。  
本当は、国に対して、「受忍限度を超  
える現状を国は放置してはいけない、  
受忍限度の範囲内におさまるように  
すべきだ。」ということが本当はな  
ければいけない。

**河井** それは民主主義の基本かもしれ  
ない。それを民主主義論に盛り込ん  
でいただきたい。せつかく判決がで  
たばかりだから、

**重岡** 厚木の判決は国の責任の放棄  
を認める判決だ、と言う人もあつた。

**平岡** 自衛隊機の飛行差し止めは画  
期的なことだ。

**重岡** まずは評価するが、国が米軍  
機を言わないことを認めるのか、と  
言う人もある。

**津田** 普天間の判決について、厚木  
では、文章にならない批判がでたと  
わたくしは解釈している。

**白木** なぜ、どういう根拠で22時  
から6時まで訓練を止めるとなっ  
ているのか。

**河井** ここでは離着陸訓練はやって  
いな

い。頭のうえでやられたら、どうしようもない。昼であろうが夜であろうが、大変なものだ。

**重岡** 最後にやったのは2000年だ。

**井原** 深夜にやる必要性は自衛隊も米軍もそれほどない。

**津田** 10時から6時までというのは、厚木の協定がそうになっている。それが守られてないということ、象徴的に自衛隊でやったのではないか。岩国では11時から6時までだ。

**井原** そういう協定がある。

**重岡** もとをただしたら、日本と米軍のせめぎあいの中で、時間のきめかたは妥協の産物だと思う。まるまる飛んでもらったら厄介だから、何時から何時までといえば文句が出ないかもしれない。夜は8時から朝8時まで飛ばないほうがい



い。しかしそれでは責任がはたせないというので、妥協の産物だと思う。

**河井** 離着陸訓練がなぜ必要なかわからない。

**重岡** 着艦に失敗するのだ。失敗したらすぐ飛びあがらねばならないので、その訓練をするのだ。

**津田** 民間航空機だってやっている。失敗したときは、急上昇しなければならない。その訓練だ。空母の着艦は着陸でなく落下なのだ。それでまた飛び上がる訓

練をするのだ。

**重岡** ヘリコプターはタッチしない。空中に止まる訓練だ。

**白木** 昔の記録映画をみると、着陸してフックがひっかからず、かつ、飛びたてないで、ポチャンと海に落ちるのがあ

**河井** 「厚木爆音訴訟原告団」にお祝いとお礼のメールを送ったら、斎藤事務局長から、「裁判所がそこまで踏み込まざるを得ないという飛行現状がある」のだ、つぎは東京高裁だ。夜間だけでなく昼間の飛行の停止と、米軍機の飛行の停止もだ、との返事がきた。厚木は、まず一つできた。さあ次だ、と考えている。

**平岡** 自衛隊の昼間の飛行停止より、米軍機の夜間・早朝の飛行停止の方が先ではないか。

**重岡** この夏はKC130が離着陸訓練を岩国でやるという。

**稲生** ここで挙げられていることで、「民主主義を実現するため」ということで、民主主義とは何かということでは異論はないだろう。

**津田** 平岡さんがいったように、子供のころに習った民主主義で、少数意見を尊重するということは入れるといい。

**井原** そのとおりだ。

**白木** 「意見を」ということができる。

**河井** いえるが、聞かない。一般には民主主義というと多数決と考える傾向がある。そうじゃないのだ、ということをおわねばいけない。

**重岡** 国家権力が民主主義をこわしたときは、それにたいする罰則規定はできないものか。民意を金でねじまげて泣き寝入りだった。実際に民意が示されているのだから、何らかの罰則がきめられてもいいのではないか。

**平岡** 罰則としたら、誰が裁くか、という問題になる。民意に反したことなら、次の選挙で正しい答えを求めるということではないか。

**井原** 民意といってもいろいろある。住民投票を法制化して、尊重することを決めておけば、罰則はむずかしいかもしれないが、民意として評価できるものを定めて、国や政府が尊重しなければいけないという規定が必要だ。

**平岡** 議会主義の間接民主主義という仕組みを作った以上は、いかに住民投票をやっても、尊重義務でしかない。実際に意思決定するのは議会であれば、原発について脱原発という結論が国民投票で出ても、議会で「原発がいい」と決まったときは、それにしたがわなければならない。議会がそこまで決断した以上は、議会が国民投票と違う決定をしたことに対して、国民が選挙で判断をくだしていく。

**井原** 住民投票も、条例も法令だから、尊重するとかいてあるから、尊重しなければいけないのだが、法制化して「行政政治は尊重しなければいけない」と書けば、それに反する行動を行政や議会は事実上とれない。

**平岡** 住民投票で空母艦載機移駐反対というのがでて、それと反対のことを市長や議会が政策決定したら、どうなるかという、それはひっくり返すことができない。

**井原** それはただちにひっくり返すことができる効力をもたせなければいけない。

**平岡** リコールの仕組みとか、選挙の争点としてやるのじゃないか。

**井原** 選挙の争点で、選挙で信任をうけるというのは間接的すぎる。原発で国民

投票で答えがでたら、それは最終決着にならなければならない。

**平岡** それは憲法の改正のときの国民投票と同じ仕組みだ。具体的なことを首長が提案して、国民投票にゆだねる。議会がさきに提案して、国民投票に最終決定の権限を認めるという仕組みだ。

**井原** 国民投票は最終的結論だと法律に書けばいい。

**平岡** 国民投票で最終決定をするということなら、それにいたるまで、議会や首長との関係をどうするのかを決めたうえで、最終的な決定権限をもつということになる。いまの尊重義務の範囲でとどまるかぎり、最終決定権限は議会であり、首長である。

**河井** ここでは、現在の制度に拘束されないで、どうなったら一番いいのか、ということを理念的にかんがえようとしている。現在の制度がそれにあわなければ、できるように変えていかねばならない。

**井原** 一定の手続きを経て最終手段として国民投票をするという意思決定をおこなえばいい。

**平岡** 何の項目について国民投票するかを決めるのが大変。現在は、憲法改正と、特定自治体にのみ適用される法律を制定するときは当該自治体の住民投票によって承認されなければいけない、ということだけだ。国民投票が最終決定権限を持つのは、何と何の項目についてなのか、を決定しなければいけない。それは大変なことだ。それは、議会の権限と国民投票との関係で、憲法で決めるべき問題でもある。

**白木** RKD という調査がある。アンケート調査だ。あれと同じ方法はできないか。

**井原** 草の根はそれをやった。空母艦載機、民間空港、愛宕山だったか。民間会社にたのんで無作為抽出で調査した。結果は明らかで空母艦載機の反対が多かった。

**平岡** 草の根が政策を決めるとき、住民意思を反映するための方策でしかない。

**井原** 集団自衛権でも新聞社各社の調査が全くばらばらだ。

**河井** 人格そのもの、意見表示しない人の人格も尊重しなければならない、ということは民主主義の概念にとりこめないか。意見を聞くのが民主主義か。

**井原** 基本的には一人ひとりの命を尊重するということが、政治、政策に反映するというときは、発言によらねばならない。ものがない人は周囲の人が代弁する。言わない人はいうように指導する。

**平岡** 文章だけでみると、「多数がそうならそれでいいのだ」というように受け止められないようにしなければいけないということだ。

**井原** それはその通りだ。人権と発言権を厳密に議論することはないと思う。

**白木** 市民がどう理解しているかは大事だ。民意は時、場所ですいぶんかわる。

**平岡** 「意思形成過程情報」の定義をインターネットで調べた。三重県条例の改訂では、「意思形成過程情報」の言葉を「審議、検討、または協議に関する情報」と変えたそう。意思形成プロセスの情報が全部、非開示の対象になる。「協議中の情報」ちよいう意味ではない。三重県の説明では、法律でそうなっているから条例もそうするという事なので、「情報公開法」でもそうなっているということだ。

**井原** 協議中の時点をすぎたものでも公

開できない、ということなら、ずっとみられないことになる。

**平岡** 狭義中の情報でも、「議事録」のように、最初から公開することを前提にするものは公開。

**井原** 内部協議は出ないことになる。

**重岡** ほとんど内部協議だ。

**平岡** 開示されるとなったら、記録をとらないで、公開のために別途に記録をつくることになるのではないか。

**井原** 記録は必ず作るということにしなければいけない。それは前提だ。

**重岡** それは秘密会議か。議会でも非公開があるが、それは特例中の特例だ。

**津田** 情報はすべて開示すべきだとおもう。秘密にすること自体がうしろめたい。意思形成過程の情報も公費でおこなうことだから、公開すべきだ。

**河井** 井原さんは情報はもともと市民のものだ、と言った。

**井原** ほとんどこれで公開しないことになるからなくしたほうがいい。職員の自由な意思表示をさまたげるから、というが、職員の名前を削除すればいい。

**重岡** 津田さんと同意見で、まず公開だ。プライバシー、外交、防衛とかは仕方がないと認めることがまちがっている。

**津田** 国民が理解できるような、シンプル・イズ・ベストな制度にすべきだ。

「非開示情報」そのものを認めない。

**井原** プライバシーは制限することが規定されているが、基本的に行政の情報はすべて公開すべきだ。

**重岡** 限定的なものを始めから入れるより、原理原則でボンともっていったほうが、民主主義とはなにか、を考えるテーマになる。そうでないと提言できなくなる。むしろ外交がなぜいけないのか、そ



れを論議すべきだろう。

**井原** あまり細かいことを入れるのは無理だ。ここで完璧なものにするために議論してもできない。

**稲生** この文書に付け加えることがあったら、ここで言って議論したほうがいい。

**平岡** 行政が公開しないときに、積極的に改良できるような対策を考えたほうがいい。

**井原** 今も審査委員会があるのだが、あまり機能していない。

**平岡** 行政が一次的判断を下す責任があると思うし、情報開示の一次的判断は行政がやるほうがいいと思う。井原さんは「いま異議申し立てしている」と言ったが、外務大臣に開示請求したので、異議申し立ては第三者機関にしたのか。

**井原** 異議申し立ては同じ人、外務大臣にしなければいけない。あまり意味がない。

**平岡** 外務大臣が情報開示を受け入れなければ、その次に第三者機関に行けるようにすればよい。始めから第三者機関へもっていくと、外務大臣は自分たちのことを改めることを考えなくなる。

**津田** 首長あてに公開請求を出す。情報開示するかしないかは担当部課だ。かれらの都合のいい判断でやっているように思える。

**河井** 第一次判断を第三者機関がすることにすれば、内部で処理することが避けられる。原案でいいのではないか。内部の行政に第一次審査をさせないことにする。

**津田** 第三者機関にその責任と権限をあたえなければいけない。

**井原** 今でも情報開示担当部局はある

が、あまり機能しないのだ。

**重岡** 第三者委員会があるのだが、馴れ合いになっているから、良識ある答えがかえってこない。

**井原** 劇的に変えたとすれば、情報公開は別の機関ですということにしなければいけない。行政はいつ公開されるかわからない、ということで資料をちゃんと管理しておかねばならない。こう書いてもうまく機能するかどうかはわからない。

**重岡** いまある制度を確実に機能するようにならなければならない。

**井原** 日本でも全く別の文書管理の専門機関を置き始めたところもある。

**稲生** 第三者機関といっても、当局の息のかかった人を選んだのでは何にもならない。

**河井** 第三者機関で情報公開請求をうけつけ、判断するとするだけでも大きいかもしれない。



**津田** どっちみち司法へもっていかないと開示できない。

**井原** 「原則開示」ということでやれば、行政も文句言えないだろう。

**白木** 「公平な第三者機関」と書いて原則をしめすといい。

**稲生** <政治の選択—選挙—>について。ここでも第三者機関というのがある。ここも「公平に」ということばをい

れたら。

**平岡** 「候補者個人による選挙活動の制限（禁止）」と書いてあるが、「候補者の理念や政策の周知」を個人がしていけないというのは、なぜか。

**井原** 公平に横並びで、文書配布、演説会、公開討論会などを、すべて公的な機関でやったら、圧力などがからまない公平な選挙になるのではないか。

**平岡** 今の公職選挙法は現職に有利だ。現職は現職として活動すれば、実質的に選挙運動ができる。新人や落選議員は現職のような運動ができない。現職有利になるのではないか。

**河井** どこまでが選挙活動なのか。政治活動なのか。

**平岡** 候補者の名前を特定して投票依頼をするのが選挙活動。一般的な政治活動は選挙活動には含まれない。

**河井** 選挙活動は公費でやると井原さんがいったことがあった。

**井原** 大部分候補者に公平にゆきわたるようにやろうということ。個人の政治活動の自由もある。それを制限できるかという議論もある。今の曖昧な事前活動を制限しようとする意図だ。それなら選挙期間を長期化して、その間に選挙活動をすべてやることにしたほうがいい。今は選挙期間にはいったら、もう選挙は実質的には終わっている。

**重岡** 私は議会報告をやっている。それも選挙活動だからダメなのか。

**河井** 議会報告は議員の任務だ。

**井原** 講演会活動のビラを配るなどは選挙活動のなかに含めればいい。

**平岡** 「選挙期間の長期化（3か月）」という提案では、期日前投票は投票日の3か月前からになるのか。

**井原** それは考えてもみななかった。それはもっと短いだらう。

**平岡** 選挙期間とは何か。街宣車を走らせる期間とか。

**公職選挙法** 「第129条 選挙運動は・・・候補者の届け出、もしくは・・・衆議院名簿の届け出、・・・参議院名簿の届け出・・・公職の候補者の届け出のあった日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない」。

**津田** 期間を長くしたのは、政治活動と選挙運動の差がないからとっばらおうとしたのだらう。むしろフリーにしたらいのじゃないか。

**井原** 選挙期間とはなにか。自由にしたら物量作戦がやれるともいわれる。フリーにするというのもあるかもしれない。

**稲生** 長期にしたとき、この期間に何をするかだ。

**井原** 3か月にしたら、私は候補者だ、私に投票してくれ、と運動できる。その期間を長くしようとするのだ。

**重岡** 私は選挙期間はいらない。街宣車などはナンセンスではないか。他がやるから私もしかたなくやっているだけ。

**稲生** 選挙期間の長期化は一般の人にはわからないかもしれない。

**白木** （文書の文言を移動したらいい、説明、問題点、対策を区分けしたらわかりやすくなる、との意見）

**稲生** こういう形でまず出してみるのもいい。

**井原** とても議論がまとまっていない。まだ議論したほうがいい。3の「政策決定への民意の反映」などもなかなか難しい。みなさんの意見を世話人2人のところへ送ってもらうといい。

## 討論参加者 (50音順)

稲生 慧 岩国市岩国  
井原勝介 岩国市今津  
河井弘志 周防大島町日前  
重岡邦昭 岩国市由宇町  
白木茂美 岩国市平田  
津田利明 岩国市桂町  
平岡秀夫 岩国市楠町

以上